

助成制度に関する規程

(助成の趣旨)

公益財団法人 風に立つライオン基金の設立者・理事のさだまさは、1972 年、長崎で巡り会った医師 柴田紘一郎さんのアフリカでの医療活動体験に感動し、その後 15 年の時をかけ「風に立つライオン」という楽曲に昇華させ、発表しました。1987 年バブル絶頂期にリリースしたこの曲は、静かに沢山の人の心に広がって行き、医療関係者や、官民を問わず海外で活躍する多くの日本人が、心のテーマ曲として携えてくれるようになりました。

「風に立つライオン」は世界中に存在しています。いつからか、さだは、この歌を「神様から貰った」責任がある、と感じるようになりました。そして、さだが自らに問うた「では自分に何が出来るのか。」という問いへの答えが、この法人の設立であり、この助成制度の実施です。

この法人は、日本中、世界中で困難に立ち向かいながら、“いのち”や“平和”を守る為に懸命に闘っている“人財”を助成し、支援して参ります。

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人 風に立つライオン基金（以下、この法人という）が、定款第 3 条 第 2～5 号の各規程に基づき、国内、国外において「いのち」や「平和」を守る為に奉仕活動や慈善活動を実践している個人、団体に対する助成制度の実施に関し必要な事項を定める。

(名称)

第 2 条 この助成制度の名称を「風に立つライオン基金助成制度（以下、助成という）」とする。

(対象及び助成額)

第 3 条 助成の対象となる活動並びに助成額は、助成等選考委員会（以下、選考委員会という）が別に定める募集要項による。

(申請)

第 4 条 助成を受けようとする者は、別に定める申請書をこの法人の理事長に提出しなければならない。

(決定)

第 5 条 理事長は、第 4 条の規程による申請書の提出があったときは、委員会での選考を経た後、理事会の承認を得て助成決定通知書を助成対象者に送付するものとする。

(選考委員会)

第 6 条 この法人に選考委員会を置く。

2 選考委員会は、助成金を円滑且つ効果的に実施する為、次の各号に掲げる任にあたる。

(1) 助成方針及び選考方法の決定

(2) 申請された活動の「附則」の基準に基づく選考

(3) 決定された活動の成果の確認

3 委員会の構成は、学識経験者等 3 名以上で構成するものとし、理事会の承認を受け、理事長が委嘱する。

4 委員の互選で委員長を置く。

5 委員の任期は 2 年とする。再任を妨げないが、連続では 3 期までとする。

6 補欠又は増員により委嘱された選考委員の任期は、前任者又は現任者残存期間とする。

(選考委員会の運営)

第7条 選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員長は議長となり、議事を整理する。

3 選考委員会は、過半数の委員の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の承認により決定する。

4 選考委員会の選考に際し、必要であれば専門アドバイザーの意見を聞くことができる。

5 選考委員会の議事については、議事録を作成し、委員長が理事長に報告する。

6 助成対象者について、特別の利害関係を有する委員は、その選考に加わることはできない。

7 選考委員会に出席した委員には、会議出席謝金として会議毎に1万円を支給する。但し、当該委員がこの法人の役員等である場合には、これを支給しないものとする。

8 選考委員会の庶務は、この法人の事務局が行う。

(利益相反行為の禁止)

第8条 助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

(計画変更)

第9条 助成対象者は、決定された活動計画書に記載された内容を変更しようとするときは、予め所定の変更届を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消、助成金の返還)

第10条 助成対象者が次の事項に該当するときは、助成金の交付決定の取り消し、交付を中止、又は既に交付した一部若しくは全部の助成金の返還を求めることができる。

(1) 決定された活動を中止しようとするとき

(2) 虚偽の申し出又は報告を行った事実が判明したとき

(報告)

第11条 助成対象者は、活動実施期間の終了後3箇月以内に活動報告書を理事長宛てに提出しなければならない。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

(附則)

1 助成対象

① 事業助成

(1) 公共の利益に資する奉仕活動及び平和や自然環境等を守る活動等を実施している個人及び団体

(2) 国内外で発生した大規模災害の復旧活動及び被災者の避難所等を運営又は支援している団体

(3) 国際医療、僻地医療の推進、公衆衛生の向上等を目的とする活動を実施している個人及び団体

(4) 国際医療従事経験者及び救急救命医療を実施している個人及び団体

② 研究助成・研鑽助成

(1) 国際医療、僻地医療の推進、公衆衛生の向上等を目的とする研究を実施している個人及び団体

(2) 救急救命医療に係る機器及び運用システムの開発等の研究を実施している個人及び団体

- (3) 災害時の緊急医療活動や発展途上国、難民キャンプ等での医療活動に従事することを志望して自己研鑽を行なっている医療関係者（個人）

2 事業助成の選考基準

選考される事業助成対象者は、次の条件を満たすものとします。

① 団体

- (1) 不特定且つ多数の為の社会福祉の向上に寄与する非営利活動団体であること。
- (2) 執行組織や会計組織が確立され、又活動拠点や事務所を有するなど、継続的な活動が期待できる団体であること。
- (3) 地域に根ざした地道な活動を行っている団体であること。
- (4) 福祉活動を行う為に必要で、且つ緊急性が高いと判断されるものであること。

② 個人

- (1) 不特定且つ多数の為の社会福祉の向上に寄与する活動を継続的に実施していること。
- (2) 地域に根ざした地道な活動であること。
- (3) 福祉活動を行う為に必要で、且つ緊急性が高いと判断されるものであること。
- (4) この法人の役員又は会員からの推薦、乃至、新聞・TV等で活動が紹介されたものであること。

3 その他

本規程に定めのない事項については、この法人の「定款」及び「委員会規程」等の規程に従うものとする

4 施行

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。(平成 28 年 9 月 27 日理事会議決)

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 23 日から施行する。(平成 29 年 1 月 23 日理事会議決)

この規程は、平成 29 年 2 月 9 日から施行する。(平成 29 年 2 月 9 日理事会議決)

この規程は、平成 29 年 3 月 13 日から施行する。(平成 29 年 3 月 13 日理事会議決)

この規程は、平成 29 年 6 月 12 日から施行する。(平成 29 年 6 月 10 日理事会議決)

この規程は、令和 5 年 5 月 25 日より施行する。(令和 5 年 5 月 25 日理事会議決)